

品質管理に携わる方々

合格品を出荷してありますか？

防爆構造電気機械器具をはじめ、型式検定合格証を有する製造者または輸入者は、合格図面に一致する機械器具を製造又は輸入しなければなりません。合格図面と異なる機械器具を譲渡、貸与または設置すると**法令違反**になります。

<労働安全衛生法抜粋>

(譲渡等の制限等)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録型式検定機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。

思い当たることはありませんか

- 使用部品が製造中止になった → 代替品に変更して製造を続けた。
- 輸入品の検定合格後海外認証がアップデートされた → そのまま輸入を続けた。

これらは、すべて新規に検定を取り直すか、または更新検定で同一型式の追加*が必要になります。

*更新検定で同一型式が追加できる場合は、限られています。具体的な内容は TIIS までお問い合わせください。

こんな場合は要注意です

- 合格図面と製造図面が別々の部署で管理されており、連携が取れていない。
- 海外認証のアップデートを監視していない。
- 海外の製造者が型式検定合格証を取得しているが、日本の検定制度を理解していない。

～防爆製品を使用される事業所の担当者の皆様へ～

防爆製品が型式検定に合格しているかは、防爆製品に張り付けられる「合格標章」や合格証のコピーで確認していると思いますが、合格図面どおりに製造されているか、合格図面に一致している輸入品であるかは、使用者は確認することは困難です。TIIS は、合格図面のコピーを保管しているので、それらを容易に確認することができます。法令順守の観点から TIIS は防爆製品の様々なご相談に対応していますので、お気軽にご相談ください。お問い合わせは、ホームページから承っています。